

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター 役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャイルドケアセンター(以下「この法人」という。)の定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第13条に定める理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、この法人は、一定以上の勤務を定常的に担う役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 理事の報酬の額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬の額は、総会の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議により別に定める算定方法により監事の協議で決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月末日に支給する。ただし、その支給日が休日にあたる場合は、この法人の賃金規程に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の変更及び改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和3年2月26日から施行する。(令和3年2月26日理事会決議)